

## 旭川市旭山動物園開園50周年記念事業ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「旭川市旭山動物園開園50周年記念事業ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴマークとは、本市に所有権がある「旭川市旭山動物園開園50周年記念事業ロゴマーク」基本デザイン使用マニュアルに示すデザインをいう。

(使用対象)

第3条 ロゴマークは、旭川市旭山動物園開園50周年記念事業等、旭山動物園の歴史を振り返り、未来の旭山動物園づくりにつなぐため、広く理念や情報を発信する目的で実施する事業(以下「記念事業等」という。)をPRするために製作されるチラシ、ポスター、パンフレットを始め様々な製作物又は商品のほか、ホームページ等の媒体において使用することができる。

(使用申請)

第4条 第2条に掲げるロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、旭川市旭山動物園開園50周年記念事業ロゴマーク使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付してこれを市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合。
- (3) その他市長が適当と認めた場合。

(使用承認)

第5条 市長は、前条本文の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該使用が記念事業等のPRに寄与するなど適当と認めたときは、ロゴマークの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が使用について不適当と認めたとき。

2 前項本文の承認は、旭川市旭山動物園開園50周年記念事業ロゴマーク使用承認等通知書(様式第2号)を交付することにより行うものとする。前項ただし書において使用

を承認しないときも、同様とする。

3 市長は、第1項ただし書の規定により使用を承認しないときは、その理由を申請者に通知するものとする。

4 市長は、ロゴマークの使用を承認するに当たって、必要な条件を付することができる。  
(使用期間)

第6条 ロゴマークを使用できる期間は、市長が承認した日から平成30年3月31日までとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容及び第5条第4項の規定により付された条件に従って使用すること。

(2) 前号に規定する使用の場合を除くほか、市に無断でロゴマークの複製、譲渡又は貸与を行うことその他、市の著作権を侵害する行為を行わないこと。

(3) ロゴマークを無断で変更、切除その他の改変をしないこと。

(4) 基本デザイン使用マニュアルに定められた色、形状等に従って使用すること。

(5) 承認に係る製作物等がある場合は当該完成品を速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると認められる場合は、その写真又は画像データ等の提出をもって代えることができるものとする。

2 市長は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることができる。

(使用承認の変更)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ旭川市旭山動物園開園50周年記念事業ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、旭川市旭山動物園開園50周年記念事業ロゴマーク使用変更承認等通知書（様式第4号）を交付することにより行うものとする。

(承認の取消)

第10条 市長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用承認（前条の規定により行われた変更を含む。）を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

(1) 第5条第1項ただし書各号のいずれかに該当し、又は第8条第1項各号のいずれかの規定に反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりロゴマークの使用承認を受けたと認められるとき。

2 前項の規定による使用承認の取消しは、旭川市旭山動物園開園50周年記念事業ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（使用者の責任）

第11条 ロゴマークの使用に係る自己及び第三者への損害等について、市は一切の責任を負わない。

（個人情報の取扱い）

第12条 この要綱に基づき収集した個人情報は、ロゴマーク使用の取扱いに関する事務以外の用途には使用しない。

2 使用承認を受けた法人その他の団体の名称、ロゴマークの使用目的及び使用方法その他の個人情報以外の情報にあつては、必要に応じて公表する場合がある。

3 第4条の規定による申請をした者は、この要綱の規定に同意したものとみなす。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、平成29年1月12日から施行する。